

# 特別養護老人ホーム寿老苑 ご利用料金の目安 (1割)

令和6年8月1日

(6級地 10,277円)

\*基本ご利用料金表 (1日あたり・単位円)

自己負担 項目 要介護度	介護保険利用料金					その他の利用料金		自己負担額合計額 (1日あたり) 概算					
	サービス利用料	栄養マネジメント強化加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	夜勤職員配置加算	居住費	食費	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
要介護1	688	11	6	13	6	27	第4段階 2,066 1,445		4,262	3,481	2,771	2,021	1,931
要介護2	759						第3段階② 1,370 1,360		4,333	3,552	2,842	2,092	2,002
要介護3	837						第3段階① 1,370 650		4,411	3,630	2,920	2,170	2,080
要介護4	909						第2段階 880 390		4,483	3,702	2,992	2,242	2,152
要介護5	980						第1段階 880 300		4,554	3,773	3,063	2,313	2,223

※別途介護保険利用料金合計額に介護職員等処遇改善加算Ⅱ (13.6%) が加わります。

\*食費の内訳 (1食ごと・単位円)

	朝食	昼食	おやつ	夕食	合計
食費	335	480	150	480	1,445

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、1日の食事料金限度額を超えてません。

居住費・食費のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分 (世帯全員)	対象条件	預貯金要件 (夫婦の場合)
第1段階	市民税 非課税	生活保護受給者・世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円以下 (2,000万円)
第2段階	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が80万円以下	650万円以下 (1,650万円)
第3段階①	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が80万超120万以下	550万円以下 (1,550万円)
第3段階②	市民税 非課税	世帯全員が市町村非課税であって、かつ本人年金等収入が年間120万円超	500万円以下 (1,500万円)
第4段階	市民税 課税	世帯に課税者がいる者・本人が市町村民税課税者	

減額制度の手続きの詳細は市区町村役所の介護保険窓口にお問い合わせ下さい。

## 1) 支払について

1か月分の利用料金を、翌月15日頃に請求書を郵送させて頂きます。毎月27日口座引落となります。引落手数料は施設負担となります。

## 2) 介護保険利用料金

\* 基本ご利用料金表に含まれる利用料金 ●主に預り金より支払い予定の料金

項目	加算単位	料金	内容
初期加算	1日あたり入居後30日間	30	入居日から30日に限って加算。又、30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も対象。
外泊時費用	1日あたり月65日を限度	252	入院した場合、及び居宅における外泊を認めた場合。
療養食加算	1日に3回を限度	18	病状に応じて、医師より治療食の提供が必要とされ、治療食を提供された場合。
* 栄養マネジメント強化加算	1日あたり	11	常勤の管理栄養士を1名以上配置して、共同して個別の栄養ケア計画を作成・実施している場合。
* サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日あたり	6	看護・介護職員の総数の内常勤職員の占める割合が75%以上配置されている場合。
* 看護体制加算Ⅰ	1日あたり	6	常勤の看護師を1名以上配置している場合。
* 看護体制加算Ⅱ	1日あたり	13	基準を上回る看護職員の配置と看護職員と24時間連絡体制が確保されている場合。
* 夜勤職員配置加算	1日あたり	27	夜間勤務を行う看護・介護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合
科学的介護推進体制加算	月あたり	400~500	入居者の状態や提供したケアに関する情報を厚労省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直している場合。
* 個別機能訓練加算	1日あたり	12	機能訓練指導員が、入居者様の機能計画書を作成し個別機能訓練を行い、評価する。
看取り介護加算	看取り介護を行った時		医師により看取り時と判断された場合で看取り介護を行った場合。(死亡日以前31日以上45日1日あたり73円、4日前から30日前1日あたり死亡日の前日及び前々日、1日あたり698円、死亡日1,314円)
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護保険利用料金全体	13.6%	介護職員処遇改善に対する対策を行っている場合
協力医療機関連携加算	月あたり	500~100	協力医療機関との間で当該入居者の同意を得た上で、病歴等情報の共有、診療の求めがあった場合は診療・入院対応を行う体制を確保できている場合。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	月あたり	10	介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する安全対策を講じた上で、見守り機器等の導入を行い、改善活動を継続的に行う場合。
退所時栄養情報連携加算	1回あたり	70	管理栄養士が退所先の医療機関に対して、当該者の栄養管理に対する情報を提供した場合。
退所時情報提供加算	1回を限度	250	医療機関へ退所する入居者等について、同意を得た上で心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。
ADL維持等加算	月あたり	300~600	入居者全員のADLを評価し結果を定期的に厚労省に提出し、維持・改善の度合いが一定の水準を超えた場合。
褥瘡マネジメント加算	月あたり	30~13	入居者ごとに褥瘡が発生するリスクについて定期的に評価を行い、その結果を厚労省に提出、当該情報を活用。
排せつ支援加算	月あたり	100~150	入居者ごとに排泄支援の取り組みについて評価を行い、その結果を厚労省に提出、当該情報を活用している場合。
退所前連携加算	1回を限度	513	退所前に入居者が希望する居宅介護支援事業所へ退所後サービス利用について情報提供し連携調整を行った場合。
在宅復帰支援機能加算	1日あたり	10	・6か月間の退所者総数のうち、在宅介護を受けているものの割合が20%を超える事 ・退所日から30日以内に從業者が居宅を訪問又は、居宅介護支援事業者からの情報提供を受け退去者在宅生活が1か月以上継続する見込みであることを確認・記録している場合。
在宅・入所相互利用加算 (要介護3,4,5対象)	1日あたり3ヶ月を限度	41	複数人があらかじめ在宅期間・入所期間(3か月限度)を定め、同一の個室を計画的に利用している場合。

## 3) その他の利用料金

* 居住費	1日あたり	2,066	室料などの費用(入院時の室料)
* 食費	1日あたり	1,445	食材料及び調理費用
電気代	1製品1日あたり	55	対象電気製品を個人で使用される場合
預り金サービス費	1回あたり	110	預り金を引き出す場合。又は預ける場合。
特別な食事代	1回あたり	実費	特別な食事代
コピー代	1枚あたり	22	書類複写を希望される場合
写真代	1枚あたり	実費	希望される写真を購入される場合
日用品費	—	実費	希望される日用品を購入される場合
文書料・証明書類作成料	—	実費	死亡診断書等の書類作成費、証明書(法人印施設長印を使用する物)作成費

# 特別養護老人ホーム寿老苑 ご利用料金の目安 (2割)

令和6年8月1日

(6級地 10.27円)

\* 基本ご利用料金表 (1日あたり・単位円)

自己負担 項目 要介護度	介護保険利用料金						その他の利用料金		自己負担額合計額 (1日あたり) 概算 (1か月30日あたり)
	サービス利用料	栄養マネジメント加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	夜勤職員配置加算	居住費	食費	
要介護1	1,376	22	12	26	12	55	2,066	1,445	5,014
要介護2	1,519								150,420
要介護3	1,674								5,157
要介護4	1,819								154,710
要介護5	1,961								5,312

※別途介護保険利用料金合計額に介護職員等処遇改善加算Ⅱ (13.6%) が加わります。

\*食費の内訳 (1食ごと・単位円)

	朝食	昼食	おやつ	夕食	合計
食費	335	480	150	480	1,445

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、1日の食事料金限度額を超えません。

居住費・食費のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分 (世帯全員)	対象者	預貯金要件 (夫婦の場合)
第1段階	市民税 非課税	生活保護受給者・世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1000万円以下 (2000万円)
第2段階	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が80万円以下	650万円以下 (1, 650万円)
第3段階①	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が80万超120万以下	550万円以下 (1, 550万円)
第3段階②	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が年間120万円超	500万円以下 (1, 500万円)
第4段階	市民税 課税	世帯に課税者がいる者・本人が市町村民税課税者	

減額制度の手続きの詳細は市区町村役所の介護保険窓口にお問い合わせ下さい。

## 1) 支払について

1か月分の利用料金を、翌月15日頃に請求書を郵送させて頂きます。毎月27日口座引落となります。引落手数料は施設負担となります。

## 2) 介護保険利用料金

\* 基本ご利用料金表に含まれる利用料金 ●主に預り金より支払い予定の料金

項目	加算単位	料金	内容
初期加算	1日あたり入居後30日	60	入居日から30日に限って加算。又、30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も対象。
外泊時費用	1日あたり月泊時限度	504	入院した場合、及び居宅における外泊を認めた場合。
療養食加算	1日に3回を限度	36	病状に応じて、医師より治療食の提供が必要とされ、治療食を提供された場合。
* 栄養マネジメント強化加算	1日あたり	22	常勤の管理栄養士を一名以上配置して、共同して個別の栄養ケア計画を作成・実施している場合。
* サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日あたり	12	看護・介護職員の総数の内常勤職員の占める割合が75%以上配置されている場合。
* 看護体制加算Ⅰ	1日あたり	12	常勤の看護師を1名以上配置している場合。
* 看護体制加算Ⅱ	1日あたり	26	基準を上回る看護職員の配置と看護職員と24時間連絡体制が確保されている場合。
* 夜勤職員配置加算	1日あたり	54	夜間勤務を行う看護・介護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合
科学的介護推進体制加算	月あたり	800~1000	入居者の状態や提供サービスに関する情報を厚生省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直している場合
* 個別機能訓練加算	1日あたり	24	機能訓練指導員が、入居者様の機能計画書作成し個別機能訓練を行い、評価する。
看取り介護加算	看取り介護を行った毎回		医師により看取り時と判断された場合で看取り介護を行った場合。(死亡日以前4日以上30日以下、1日あたり294円、死亡日の前日及び前々日、1日あたり1,396円、死亡日2,628円)
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護保険利用料金全体	13.6%	介護職員処遇改善に対する対策を行っている場合
協力医療機関連携加算	月あたり	1000~2000	協力医療機関との間で当該入居者の同意を得た上で、病歴等情報を共有、診療の求めがあつた場合は診療・入院対応を行なう体制が確保できている場合。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	月あたり	20	介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する安全対策を講じた上で、見守り機器の導入を行い、改善活動を行う場合
退所時栄養情報連携加算	1回あたり	140	管理栄養士が退所先の医療機関に対して、当該者の栄養管理に対する情報を提供した場合。
退所時情報提供加算	1回あたり	500	医療機関へ退所する入居者等について、同意を得た上で心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。
ADL維持等加算	月あたり	600~1200	入居者を介してADLを評価し結果を定期的に厚生省に提出し、維持・改善の度合いが一定の水準を超えた場合
褥瘡マネジメント加算	月あたり	60~260	入居者ごとに褥瘡が発生するリスクについて定期的に評価を行い、その結果を厚生省に提出。当該情報を活用する場合
排せつ支援加算	月あたり	200~300~400	入居者ごとに排泄支援の取り組みについて評価を行い、その結果を厚生省に提出。当該情報を活用している場合。
退所前連携加算	1回を限度	1026	退所前に入居者が希望する居宅介護支援事業所へ退所後サービス利用について情報を提供し連携調整を行った場合。
在宅復帰支援機能加算	1日あたり	20	・6か月間の退所者総数のうち、在宅介護を受けているものの割合が20%を超える事 ・退所日から30日以内に從業者が居宅を訪問又は、居宅介護支援事業者からの情報提供を受け退去者在宅生活が1か月以上継続する見込みであることを確認し記録している場合。
在宅・入所相互利用加算 (要介護3.4.5対象)	1日あたり 3か月を限度	82	複数人があらかじめ在宅期間・入所期間(3か月限度)を定め、同一の個室を計画的に利用している場合。

## 3) その他の利用料金

* 居住費	1日あたり	2,066	室料などの費用(入院時の室料)
* 食費	1日あたり	1,445	食材料及び調理費用
電気代	1製品1日あたり	55	対象電気製品を個人で使用される場合
預り金サービス費	1回あたり	110	預り金を引き出す場合。又は預ける場合。
特別な食事代	1回あたり	実費	特別な希望に基づくメニューや食材費
コピーダ	1枚あたり	20	書類複写を希望される場合
写真代	1枚あたり	実費	希望される写真を購入される場合。
日用品費	—	実費	希望される日用品を購入される場合
文書料・証明書類作成料	—	実費	死亡診断書等の書類作成費、証明書(法人印施設長印を使用する物)作成費

# 特別養護老人ホーム寿老苑 ご利用料金の目安 (3割)

令和6年8月1日 現在

(6級地 10.27円)

\* 基本ご利用料金表 (1日あたり・単位円)

自己負担 項目 要介護度	介護保険利用料金						他の利用料金		自己負担額合計額 (1日あたり) 概算 (1か月30日あたり)
	サービス利用料	栄養マネジメント強化加算	看護体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅲ	夜勤職員配置加算	居住費	食費	
要介護1	2,064								5,767
要介護2	2,279								173,010
要介護3	2,511	33	18	40	18	83	2,066	1,445	5,982
要介護4	2,729								179,460
要介護5	2,942								6,214
									186,420
									6,432
									192,960
									6,645
									199,350

※別途介護保険利用料合計額に介護職員等処遇改善加算Ⅱ (13.6%) が加わります。

\*食費の内訳 (1食ごと・単位円)

	朝食	昼食	おやつ	夕食	合計
食費	335	480	150	480	1,445

介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、1日の食事料金限度額を超えません。

居住費・食費のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分	課税区分 (世帯全員)	対象者	預貯金要件 (夫婦の場合)
第1段階	市民税 非課税	生活保護受給者・世帯全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1000万円以下 (2000万円)
第2段階	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が80万円以下	650万円以下 (1, 650万円)
第3段階①	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が80万超120万以下	550万円以下 (1, 550万円)
第3段階②	市民税 非課税	世帯全員が市町村民税非課税であって、かつ本人年金等収入が年間120万超	500万円以下 (1, 500万円)
第4段階	市民税 課税	世帯に課税者がいる者・本人が市町村民税課税者	

減額制度の手続きの詳細は市区町村役所の介護保険窓口にお問い合わせ下さい。

## 1) 支払について

1か月分の利用料金を、翌月15日頃に請求書を郵送させて頂きます。毎月27日口座引落となります。引落手数料は施設負担となります。

## 2) 介護保険利用料金

\* 基本ご利用料金表に含まれる利用料金 ●主に預り金より支払い予定の料金

項目	料金	内容
初期加算	1日あたり入居後30日間 90	入居日から30日に限って加算。又、30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も対象。
外泊時費用	1日あたり 月6日を限度 756	入院した場合、及び居宅における外泊を認めた場合。
療養食加算	1日あたり 1日3回を限度 54	病状に応じて、医師より治療食の提供が必要とされ、治療食を提供された場合。
* 栄養マネジメント加算	1日あたり 33	常勤の管理栄養士を1名以上配置して、共同して個別の栄養ケア計画を作成・実施している場合。
* サービス提供体制強化加算Ⅲ	1日あたり 18	常勤職員が75%以上配置されている場合。看護・介護職員の総数の内常勤職員の占める割合が75%以上配置されている場合。(いずれか)
* 看護体制加算Ⅰ	1日あたり 18	常勤の看護師を1名以上配置している場合。
* 看護体制加算Ⅱ	1日あたり 39	基準を上回る看護職員の配置と看護職員と24時間連絡体制が確保されている場合。
* 夜勤職員配置加算	1日あたり 81	夜間勤務を行う看護・介護職員の数が最低基準を1以上上回っている場合
科学的介護推進体制加算	月あたり 1200~150	入居者の状態や提供したケアに関する情報を厚労省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直している場合。
* 個別機能訓練加算	1日あたり 36	機能訓練指導員が、入居者様の機能計画書作成し個別機能訓練を行い、評価する。
看取り介護加算	看取り介護を行った時	医師により看取り時と判断された場合で看取り介護を行った場合。(死亡日以前4日以上30日以下、1日あたり441円、死亡日前の前日及び前々日、1日あたり2,094円、死亡日3,942円)
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護保険利用料金全体 13.6%	介護職員処遇改善に対する対策を行っている場合
協力医療機関連携加算	月あたり 1500~300	協力医療機関との間で当該入居者の同意を得た上で、病歴等情報の共有、診療の求めがあった場合は診療・入院対応を行う体制が確保できている場合。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	月あたり 30	介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する安全対策を講じた上で、見守り機器の導入を行い、改善活動を行う場合。
退所時栄養情報連携加算	1回あたり 210	管理栄養士が退所先の医療機関に対して、当該者の栄養管理に対する情報を提供した場合。
退所時情報提供加算	1回あたり 750	医療機関へ退所する入居者等について、同意を得た上で心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。
ADL維持等加算	月あたり 900~180	入居者全員のADL値を評価し結果を定期的に厚労省に提出し、維持・改善の度合いが一定の水準を超えた場合。
褥瘡マネジメント加算	月あたり 90~39	入居者ごとに褥瘡が発生するリスクについて定期的に評価を行い、その結果を厚労省に提出。当該情報を活用。
排せつ支援加算	月あたり 30~45~60	入居者ごとに排泄支援の取り組みについて評価を行い、その結果を厚労省に提出。当該情報を活用している場合。
退所前連携加算	1回を限度 1539	退所前に入居者が希望する居宅介護支援事業所へ退所後サービス利用について情報提供し連携調整を行った場合。
在宅復帰支援機能加算	1日あたり 30	・6か月間の退所者総数のうち、在宅介護を受けているものの割合が20%を超える事 ・退所日から30日以内に従業者が居宅を訪問又は、居宅介護支援事業者からの情報提供を受け退去者在宅生活が1か月以上継続する見込みであることを確認・記録している場合。
在宅・入所相互利用加算 (要介護3,4,5対象)	1日あたり 3か月を限度 123	複数人があらかじめ在宅期間・入所期間(3か月限度)を定め、同一の個室を計画的に利用している場合。

## 3) その他の利用料金

* 居住費	1日あたり 2,066	室料などの費用(入院時の室料)
* 食費	1日あたり 1,445	食材料及び調理費用
電気代	1製品1日あたり 55	対象電気製品を個人で使用される場合
預り金サービス費	1回あたり 110	預り金を引き出す場合。又は預ける場合。
特別な食事代	1回あたり 実費	特別な希望に基づくメニューや食材費
コピー代	1枚あたり 20	書類複数を希望される場合
写真代	1枚あたり 実費	希望される写真を購入される場合。
日用品費	— 実費	希望される日用品を購入される場合
文書料・証明書類作成料	— 実費	死亡診断書等の書類作成費、証明書(法人印施設長印を使用する物)作成費